

# 評価調書(県総合評価調書)

## 【評価の基準】

- (1) 多様化・高度化する県民ニーズや社会経済情勢等の変化への的確な対応
- (2) 厳しい財政状況を踏まえた簡素で効率的な事業展開
- (3) 県の財政的、人的関与の適正化による主体的・機動的な団体運営
- (4) 役職員体制の適正化による自律的かつ効率的な組織運営
- (5) 積極的な情報提供の推進による団体に対する県民の理解と信頼の促進

## 1. 評価結果(個別観点)

観 点	評価内容	評 価
団体のあり方	地方住宅供給公社法に基づき、県・市町村と連携した事業展開を図りながら、住宅宅地分譲事業のほか多様な業務を展開し、県民に対する良質な住宅の供給、良質な住環境の形成に先導的な役割を果たしている。 また管理受託住宅管理事業においては、公営住宅法に基づく管理代行制度等により県営住宅及び市町村営住宅の管理を受託しており、公的賃貸住宅を一元的に管理することにより、県民サービスの向上に寄与している。	A
組織運営	事業拡大や業務体制等の変更に応じた職員の採用が行われており、採用にあたっては、経験者や有資格者を採用する等、組織の効率化を図っている。 県の人的関与について 公社役員である9名のうち、県の人的関与として2名(非常勤・現職)が任命されている。出資比率が100%であることを考慮すると適正な割合である。	A
事業実績	住宅宅地分譲事業の計画的な実施ほか、賃貸管理事業では、公社賃貸住宅及び賃貸施設の計画的な修繕を実施し、良好な住環境の維持に努めている。 管理受託住宅管理事業では、県及び7市1町の公営住宅及び公的賃貸住宅約13,100戸を管理し、窓口として一元的に管理を行うことで効率的な県民サービスへの向上に貢献している。 その他受託事業の実施や住宅管理システム等、県民の住生活の向上を目指して幅広い事業展開を行っている。	A
財務内容	自己資本比率(56.9%)、流動比率(331.5%)、固定長期適合率(83.7%)等の評価指標は、いずれも安全な水準であることから、良好な財務状況である。 県の財政的関与について 総収益約17.1億円のうち、その収益を県からの支出(補助金・委託費等)とするものは、約4.0億円であり、収益に占める県の関与の割合(23%)は適正である。	A

評価の目安 A:良好である B:ほぼ良好である C:やや課題がある D:課題が多い

## 2. 総合評価

	課題の内容等	今後の方向性	評価コメント
団体の経営評価報告書における総合評価について	公社業務の方向性	他公共団体との連携による定住対策に係る事業、広告宣伝活動及び技術支援の実施 管理受託住宅管理事業の業務点検、体制整備により、サービス向上を図り、公的賃貸住宅の一元管理を目指す	広報活動や宅建協会との連携による斡旋など公社賃貸住宅及び賃貸施設の入居率、稼働率及び回収率を維持している。 また、地方公共団体との連携により、定住促進賃貸住宅を適正に管理し、県の重要施策である定住促進に貢献している。
	長期安定経営と組織体制の確立	自己財源の有効活用、財政基盤の拡大、事業拡大にあわせた業務遂行体制整備	利活用可能土地資産の駐車帯整備や余裕資金の債券運用など自己財源を有効活用している。 また、住宅管理共同利用システムの開発・運用により、業務遂行体制を整備している。

### 総合コメント

住宅宅地分譲事業については、景気状況にも影響されるが、県民のニーズを的確に把握し、今後の目標を設定し、着実に取り組んでいく必要がある。  
管理受託住宅管理事業については、管理代行者として県営住宅を約5,000戸、市町村営住宅を約8,100戸管理している。公的賃貸住宅に係る窓口を一元化し、県民サービス向上に繋げるため、今後も業務拡大に取り組む必要がある。  
組織体制については適宜見直しを図っているが、今後の管理受託件数の増大や事業拡大に向けては、地方公共団体との連携、有資格者(建築士)の採用、人材育成などを実施し、柔軟かつ円滑な体制整備を行う必要がある。